

## 個別相談8

相談者	(団体名)    NPO 法人 (まちづくり、観光 等)
	(氏名)        代表
相談・依頼内容	相談概要(何の相談だったか一言、一文で) 任意団体から NPO 法人に移行する際の手続きについて
	<p>① 任意団体から NPO 法人に移行する場合の会計処理。任意団体のまま決算を終了してから NPO 法人に引き継ぎたいが可能か？</p> <p>② 例えば、5つの助成金を受けている場合、どのように事業費と管理費に分ければよいか、連結決算の仕方。</p> <p>③ 助成金の交付申請の際に各々違う名称の勘定科目を用いてしまった。(町担当者が申請したのもあったため)この場合、例えば 消耗品費と需用費を同じものとして良いものか。</p> <p>④ 昨年、任意団体で1,000万規模の収入があったが、消費税は加算されるだろうか？</p> <p>⑤ 委託事業がある当団体は法人税の対象となるか？</p>
対応・処理 助言した内容等	<p>① 設立日を基準として決めるのが基本だが、やりやすいようにやって大丈夫。 任意団体は3月末で決算し、NPO法人は4月1日からの決算が良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その場合、任意団体の資産は「寄付金」として受け入れること。</li> <li>・ 前年迄の事業で出た「借入金」も同様に引き継ぐこと。</li> <li>・ NPO法人は設立日から3月末までは、活動実績なしとする。</li> </ul> <p>② 事業毎に直接かかわるものは「事業費」として、その他の部分を「管理費」としては。 あまり神経質にならずに、ある程度の基準で按分すれば大丈夫。その基準は十人十色だが、外部に対して説明出来るようにすること。</p> <p>③ 基本的に勘定科目は統一しなくてはならないが、助成金よっての違いについては、自分で整理するなどして割り切って使用。助成先への申請・報告と、所轄庁への事業報告の時に気を付けること。</p> <p>④ 2年間(2期前)の売上高が1,000万円を超えているかどうか、で判断される。その任意団体自身は今年度末に解散してしまうので消費税の対象にはならない。</p> <p>⑤ 法人税の対象となる。委託は請負業にあたり、収益事業。 なお、3月末決算では、5月末迄が税務署への提出期限。そして6月末まで県に提出することを忘れずに。ただし、収益事業届は4月以降に提出すれば大丈夫。法人税の手続きさえしていれば、それほど神経質になる必要ない。収益事業を行っていても赤字なら、市県民税の減免処置もあるが、その申請手続きは4月末までなので注意が必要となる。</p>